

令和6年1月17日
危機対策課原子力安全対策室
室長 小坂 幸生
県庁内線 4310
外線直通 076-225-1465

志賀原子力発電所1号機 非常用ディーゼル発電機の不具合について

本日、北陸電力(株)が志賀原子力発電所1号機において、昨日18時42分に志賀町で観測した震度5弱の地震を受けて、非常用ディーゼル発電機3台の起動試験を行ったところ、そのうち1台が起動後に停止した。

→北陸電力の社内規定では志賀町で震度5弱以上を観測した場合に、非常用ディーゼル発電機の起動試験を行うこととなっている。(保安確認措置)
1月1日以降、志賀町で昨日まで震度5弱以上の地震を6回観測し、これまでの起動試験で当該発電機の異常は確認されていない。

現在、外部電源は確保されており、非常用ディーゼル発電機3台のうち、残りの2台は地震後に行った起動試験により健全であることを確認していることから安全上の問題はない。

北陸電力では停止に至った原因調査を行い、今後、状況を報告するとしている。

本件は、県、志賀町と北陸電力が締結している志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書第9条に基づき連絡があったもの。

→志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書
(異常時における連絡)

第9条(8)その他必要と認める事項が生じたとき。

②原子炉の運転に関連する主要な機器又は原子炉建屋の故障であって、発電所の運転に支障を及ぼすおそれのあるとき。